

# 平成 30 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 2)



目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 106 号議案	平成30年度神奈川県一般会計補正予算（第 3 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	3
	第 3 表 継続費追加	4
	第 4 表 債務負担行為追加	5
定県第 107 号議案	第 5 表 地方債変更	6
	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算（第 1 号）	9



## 平成 30 年度神奈川県一般会計補正予算（第 3 号）

平成30年度神奈川県一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億 2,006 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 8,352 億 6,371 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（継続費の補正）

第 3 条 継続費の追加は、「第 3 表 継続費追加」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債変更」による。

平成 30 年 11 月 28 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 113,899,065	千円 335,469	千円 114,234,534
	2 国庫補助金	59,501,788	335,469	59,837,257
12 繰越金		474,972	1,435,598	1,910,570
	1 繰越金	474,972	1,435,598	1,910,570
14 県債		187,241,000	49,000	187,290,000
	1 県債	187,241,000	49,000	187,290,000
歳入合計		1,833,443,650	1,820,067	1,835,263,717

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 331,816,520	千円 1,336,449	千円 333,152,969
	3 選挙費	63,775	1,261,569	1,325,344
	10 スポーツ費	2,272,323	39,880	2,312,203
	11 青少年費	556,035	35,000	591,035
7 農林水産業費		16,316,545	409,138	16,725,683
	1 農業費	2,211,104	409,138	2,620,242
12 災害復旧費		559,713	74,480	634,193
	1 農林水産施設 災害復旧費	283,400	74,480	357,880
歳出合計		1,833,443,650	1,820,067	1,835,263,717

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			236,335 <sup>千円</sup>
	3 選挙費		196,455
		県議会議員及び 知事選挙執行費	138,903
		県議会議員及び 知事選挙啓発推進費	57,552
	10 スポーツ費		39,880
		事前キャンプ等受入環境 整備費補助	39,880
9 土木費			525,200
	2 道路橋りょう費		313,600
		道路改良費	313,600
	3 河川海岸費		211,600
		河川改修事業費	37,600
		河川再生事業費	174,000
12 災害復旧費			84,480
	1 農林水産施設 災害復旧費		84,480
		現年災害復旧費	84,480
合 計			846,015

第3表 継続費追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	11 青少年費	もみじ坂 景観改善工事費	千円 209,000	30	千円 35,000
				31	174,000



第4表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
相模湖漕艇場指定管理費	平成30年度から 平成33年度まで	千円 37,991
山岳スポーツセンター 指定管理費	平成30年度から 平成33年度まで	19,603
都市公園指定管理費	平成30年度から 平成33年度まで	3,646,281

第 5 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 庁舎等施設 整備事業費	千円 1,665,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、	千円 1,691,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	96,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	利率見直 し方で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	119,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	利率見直 し方で借 り入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他
		借入時期 平成30年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。				借入時期 平成30年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。		
		その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本				その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本		

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	187,241,000				187,290,000			



## 平成 30 年度神奈川県水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成30年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 平成30年度神奈川県水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
原水及び浄水設備整備事業費	平成 30 年 度 か ら 平成 31 年 度 ま で	367,006 <small>千円</small>

平成 30 年 11 月 28 日 提 出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

